

## 韓国における国籍政策の変容

——エスニック移民と外国人配偶者を中心に——

呉泰成（一橋大学大学院）

キーワード：エスニック韓国人、外国人配偶者、二重国籍

本報告では、韓国の国籍政策の変化に注目し、その改正の中でエスニック移民（ethnic Koreans, 在外同胞）と「国際結婚」による外国人配偶者に関連する一連の政策が、どのように国籍政策の改正に関わっていたかを検討することを目的とする。本稿で取り上げる対象の位置づけは表の中で在外国民、外国籍同胞、帰化者に該当する。

表) 国籍とエスニックによる韓国人とエスニック韓国人の区分(無国籍者を除く)

国籍	韓国人（韓国籍）			外国人
エスニック	非エスニック韓国人	エスニック韓国人（ethnic Koreans）		
分類	帰化者	「韓国人」	在外国民	外国籍同胞
居住地	韓国			外国

出所: ゾン・ゼホ(2008:104)を基に一部変更

韓国の国籍法は、アメリカの占領下で 1948 年 5 月 11 日南朝鮮過渡立法院の法律第 11 号の「国籍に関する臨時条例」が公布・施行されたことから始まる。同条例は国籍法が制定されるまで朝鮮人の国籍を確立し、法律関係の規則を明白にするためのものとされる。その後 1948 年 7 月 17 日に憲法が制定され、そのなかの第 3 条を根拠として同年 12 月 20 日に国籍法が制定された（ゾン・ゾンホ、2005）。

国籍法は 2008 年まで 9 次わたる改正が行われた。特に 1997 年 11 月 18 日に行われた 4 次改正（1998 年 6 月 14 日から実施）では、従来の父系血統主義から父母両系血統主義へと全面的な改正が行われた。また当時問題となった朝鮮族女性の「偽装結婚」を防止するために、従来韓国人男性と結婚した外国人配偶者に結婚と同時に付与した国籍を、2 年居住後の帰化申請による国籍取得へと変更した。

まず、80 年代まで見られる国籍法改正に関連する一連の動きを検討すると、3 回にわたる国籍法の改正が行われた 1970 年の半ばまで、海外への移住と国際交流が活発ではなかったことから、外国籍同胞と関連する二重国籍に関する問題は起こらなかった。1965 年に日本との国交正常化に伴う韓国国内の韓国人との結婚が見られたこと、そして 1962 年の海外移住法を通じて海外への移住を奨励したことから 60 年代末からのアメリカへの移民する人が増加したことから二重国籍者、とりわけ二世の兵役問題が浮上し始めた。それに関連して 1970 年の兵役法の中で「日本などの国外で韓国国籍を持ち永住権を得た者に対しては兵役を免除する」という条項が設置された（ゾン・インソップ、2004: 116）。一方で、1970 年の半ばからアメリカの市民権を持つエスニック韓国人が、当時外国人土地法によって制限されていた土地の権利など、韓国人だけの権利を一部共有したことでいわゆる「偽装移民者」の問題が注目されたことから二重国籍に対する規制が本格化した。法務部は 1977 年 3 月 22 日に「二重国籍者に対する業務指針」、1981 年 8 月 1 日に改正された「二重国籍者に対する業務指針」という例規を通じて、二重国籍者に対する国籍選択を強要し、国内滞在も制限した。その過程において多くが韓国の国籍を放棄することとなった。このような経緯から、アメリカに移住したエスニック韓国人を中心に二重国籍の許容に関連

する政府への要請が行われるようになった。韓国国内の土地や財産などの所有と出入国に関連する規制に対する改正を要求してきたが、実現には至らなかった。このように 80 年代は二重国籍に関連しアメリカに移住したエスニック韓国人の動きが中心であったが、一方で同時期は 1978 年の中国の改革開放、1980 年代後半の韓国の政治的民主化を経て、冷戦期に閉鎖された中国東北部に居住する朝鮮族との交流が徐々にみられるようになった時期でもあった。親族訪問から始まった朝鮮族の韓国への流入は、その後研修生、配偶者などによって拡大された。しかし、滞在や就労を制限していたことから多くが「不法滞在者」として滞在を余儀なくされた。

1990 年代半ばからエスニック韓国人と国籍付与に関連して 3 つの変化が見られた。第 1 は、1993 年に始まる金泳三政権から政府レベルで二重国籍を本格的に議論し始めたことである。金泳三政権は、韓国社会の「世界化」を推進するために「世界化推進委員会」を組織し、また外交統一分野において世界化の検討課題の 1 つとして「在外同胞社会の活性化方案」を選定し、二重国籍に対する具体的な議論を始めた。しかし、二重国籍と永住権者に対する国民との権利と義務の公平性問題、当時の世論などを考慮した結果二重国籍は実現されなかった。その代わりに 1997 年外務部傘下に在外同胞財団を設置し、また一世の不動産所有を認定し、国内財産の持ち出し上限も拡大するなど一部の規制を緩和することでエスニック韓国人の要求を一部受け入れたのである（ゾン・インソップ）。第 2 は、1997 年の国籍法改正である。特に二重国籍と関連して二重国籍者の国籍選択制度を新設し、21 歳まで国籍を選択するようにし、選択を行ってない者に対しては自動的に喪失されるようにした。また国籍を離脱する場合、これまでの許可制から申告制に変更した。父母両系血統主義への変更により二重国籍の発生する可能性は多様化され、その件数も大幅に増加するようになった。第 3 に、1997 年のアジア経済危機をきっかけに、アメリカに居住するエスニック韓国人への国内投資を活性化させる意図などから「在外同胞の出入国及び法的処遇に関する法律（以下、在外同胞法）」が 1999 年に制定されるようになったことである。同法での在外同胞とは、(1)在外国民、(2)外国国籍同胞を指すが、特に後者である外国国籍同胞の範囲をめぐって、当時国内に多数滞在していた朝鮮族がその範囲から排除にされたことから、1999 年違憲訴訟を起こした。憲法上の平等権を侵害したという理由から外国籍同胞の範囲の改正を要求したこの訴訟に対し、憲法裁判所は 2001 年 11 月 19 日違憲判決が下され 2004 年 3 月に改正が行われた（チェ・ゾンホ、2006）。また「不法滞在」の朝鮮族の強制送還と関連し、2003 年に国籍確認訴訟を起こした。このような一連の動きの中で朝鮮族に対する国籍回復の条件は大幅に緩和された。一方で、2000 年後半から「国際結婚」による外国人配偶者の増加により、配偶者に対する社会統合政策が行われ、帰化条件が緩和された。

本報告では、上記のような一連の変化を踏まえて、エスニック移民 (ethnic Koreans, 在外同胞) と「国際結婚」による外国人配偶者に関連する一連の政策がどのように国籍法に関わったかを検討する。

#### ○参考文献（韓国語）

ゾン・ゾンホ、2005 「閉鎖的民族主義克服の課題」『民族研究』 27:116-136

ゾン・インソップ、2004 「二重国籍に関する韓国の法と政策」『二重国籍問題に関する法理的検討』法務部：112-147

ゾン・ゼホ、2008 「世界化時期韓国の在外同胞政策の焦点と代案：在外同胞法と二重国籍を中心に」『韓国と国際政治』 24(2):99-134

チェ・ゾンホ、2006 「歴代政権の在外同胞政策」『民族研究』 27:167-182